

4. 目標の達成に向けた施策

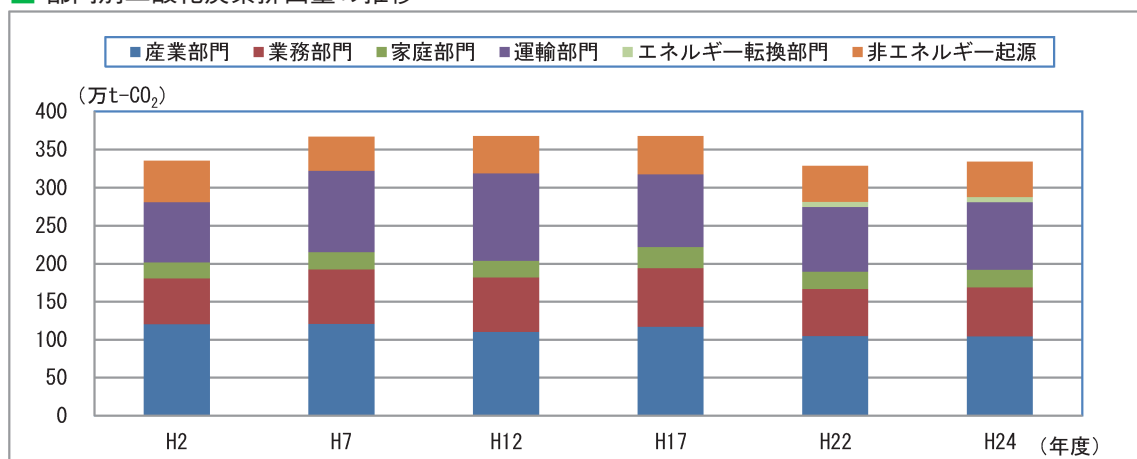
環境目標Ⅰ 低炭素社会の実現により保全する地球環境

基本施策Ⅰ-① 環境に配慮したエネルギーの利用促進

(1) 現況

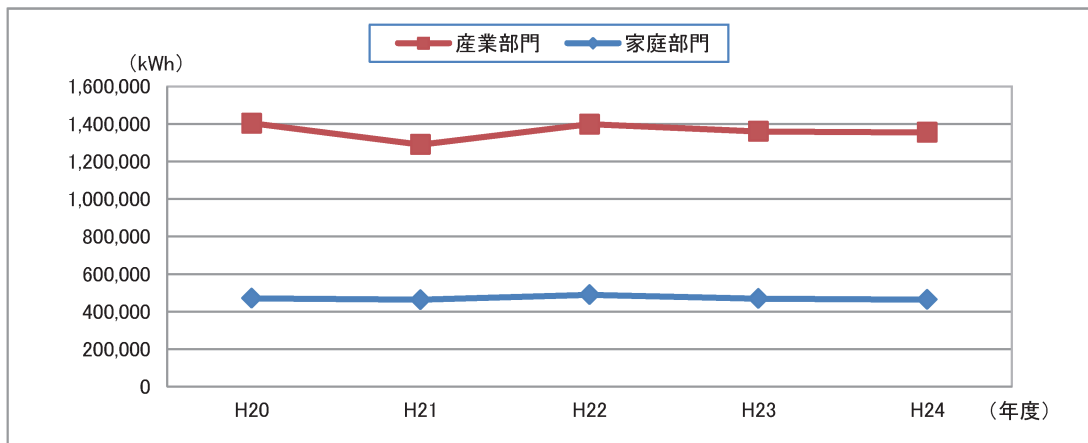
- 今日の環境問題の多くは、社会経済活動に伴う資源やエネルギーの大量消費に起因していますが、平成23年3月に発生した東日本大震災をきっかけに、再生可能エネルギーへの転換や節電、省エネルギーなどへの意識が高まっています。
- 市域における二酸化炭素を主とする温室効果ガス*は、産業部門（製造業など）、業務部門（卸小売業など）、家庭部門、運輸部門（自家用車含む）などから排出され、平成24年度の総排出量は、平成2年度比で1.2%減となっています。部門別の排出量は、産業部門が最も多く、次いで運輸部門、業務部門、家庭部門の順となっています。一方、平成2年度からの増加率では、家庭部門が13.0%と最も高く、次いで運輸部門の11.6%となっています。
- 家庭での電気使用量は、ほぼ横ばいで推移しています。工場などの大口契約者を含む電気使用量は、生産施設の稼働率など経済情勢の影響を受けやすいものですが、ここ数年は大きな変動はなく、ほぼ横ばいで推移しています。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入容量は年々増加しており、平成26年度には太陽光発電の導入容量が94,576kWとなり、市町村別太陽光発電導入件数は、全国23位となっています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、環境問題のうち最も関心のあるものとして『地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題』と回答した市民が約5割、『資源やエネルギー、食料などの枯渇』と回答した市民が約3割います。

部門別二酸化炭素排出量の推移



資料：「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」

■ 電気使用量の推移



資料：「豊橋市統計書」

(2) 課題

- 市民一人ひとり・事業者が高い問題意識を持って節電・省エネなどを実践するとともに、地球にやさしいライフスタイルや事業活動へ転換していく必要があります。
- 限られた化石燃料の使用を削減するため、バイオマス*資源の利活用を進めるとともに、太陽光発電、小水力発電、小型風力発電などの再生可能エネルギーを、バランスを取りながら積極的に導入していく必要があります。
- 電気自動車や燃料電池自動車など次世代自動車の利用を推進するため、助成制度などにより普及を促進するとともに、必要となるインフラ整備を進める必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

I-1-1) 省エネルギーの推進

エネルギー消費を抑制するため、街路灯などの LED 化を促進するとともに、エコファミリー制度や節電・省エネチャレンジキャンペーンなどを実施し、省エネ対策を推進します。



電気自動車と普通充電器



街路灯のLED化

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	豊橋市エコアクションプランの推進〈拡充〉	市役所の事業活動において、省資源、省エネルギー、会議のペーパーレス化など、環境負荷の低減に向けた行動を率先して実行する。
2	公用車への次世代自動車の計画的導入と利用合理化〈拡充〉	公用車について、計画的に次世代自動車を導入する。また、効率的な利用と環境に配慮した運転の徹底を図る。
3	次世代自動車等普及促進事業〈拡充〉	電気自動車、燃料電池自動車、電動バイク等の購入者への助成を行うとともに、充電設備の整備を行い、次世代自動車等の普及を促進する。
4	環境配慮型のごみ収集車の導入	ごみ収集車にハイブリッド車等の環境配慮型の車両を導入する。
5	道路や交差点の改良	道路整備や交差点改良等により、交通渋滞に伴う自動車からの排気ガス排出を抑制する。
6	エコファミリー制度の実施	エコファミリー宣言した世帯を登録し、家庭でできる温暖化対策に取り組んでもらう。
7	節電・省エネチャレンジキャンペーンの実施〈拡充〉	エコファミリーに登録した世帯を対象に、電気使用量を前年同期と比較して削減に取り組む「節電・省エネチャレンジキャンペーン」を実施する。
8	省エネナビ*の貸し出し制度	市民向けに省エネナビの貸し出しを行い、日頃の生活でどれだけ電気を使用しているのかを実感してもらい、使用量削減のための取り組みの参考としてもらう。
9	うちエコ診断*事業〈新規〉	家庭での CO ₂ 削減のため、うちエコ診断士による診断業務を実施する。
10	省エネ型の道路照明灯・公園照明灯の設置	道路照明灯や公園照明灯を新設・建替の際には、消費電力の少ない LED 照明灯へ切り替える。
11	事業者向け省エネ関連情報の普及啓発〈新規〉	事業者に対し、省エネに関する国・県の施策動向、関連補助金などの情報を提供し、省エネ化の推進を図る。
12	商店街街路灯の省エネ化への助成〈新規〉	商店街街路灯の LED 化について補助率を高く設定し、省エネ化を促進する。
13	安全安心街路灯設置費補助事業〈新規〉	自治会が管理する街路灯の設置・更新費用の助成について、LED 灯の補助上限額を高く設定して LED 灯への切り替えを促進する。
14	長期優良住宅認定事業〈新規〉	長期にわたり使用でき、省エネルギー性能に優れた住宅の普及を促進するため、税制優遇がある長期優良住宅の認定を行う。
15	食用油リサイクルの推進	家庭で不用になった食用油の回収と再資源化を促進する。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
エコファミリーの登録件数（累計）	1,493 世帯 （H22 年 12 月末）	9,836 世帯 （H26 年度末）	15,000 世帯

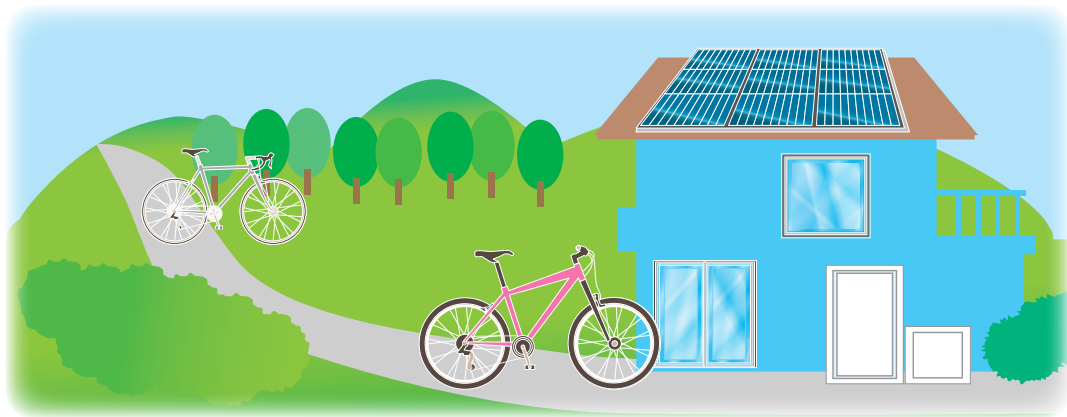
●とよはしエコファミリー制度

エコファミリーとは環境に配慮した生活を営む家族のことです。

豊橋市では、地球温暖化対策のために「一人 1 日 1 kg の二酸化炭素の削減」を目指して、日々の生活の中で簡単にできる省エネや省資源の取り組みを宣言し、実践する「とよはしエコファミリー」を募集しています。

【具体的な取り組みの宣言例】

- ・冷房の温度を 1℃高く、暖房の温度を 1℃低く設定する。
- ・電気カーペットやこたつの設定温度を控えめにする。
- ・必要のない照明は、こまめにスイッチオフにする。
- ・使わない電化製品のコンセントを抜いて待機電力を減らす。
- ・マイバッグを持ち歩いて、省包装の野菜を選ぶ。
- ・できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を活用する。
- ・水を出しっぱなしにしないようにして節水に心がける。



I-1-2) 再生可能エネルギーの利用促進

環境負荷の少ないエネルギー利用を増やすため、公共施設への再生可能エネルギーの導入や市の遊休地への太陽光発電設置を進めるとともに、家庭へのエネルギー設備導入に対する助成を充実するなど、再生可能エネルギーの導入を促進します。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	環境負荷低減に取り組む企業の支援	指定地区において太陽光発電施設や雨水活用施設、緑地といった環境施設を設置する事業者に対して経費の一部を助成するとともに、関連する情報の提供を行う。
2	公共施設における環境配慮型建築の推進	公共施設の建築・改修にあたっては、省エネ型の空調設備や照明設備、再生可能エネルギーを積極的に導入し、環境配慮型の建築物とする。
3	家庭用エネルギー設備等導入促進事業〈拡充〉	太陽光発電システム、燃料電池システム（エネファーム）、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）、リチウムイオン蓄電池の設置者に対して、設置費の一部を助成する。
4	再生可能エネルギー活用推進事業〈新規〉	市の遊休地に太陽光発電所を設置するとともに、その売電益を活用した事業の推進を図る。
5	バイオマス資源利活用施設整備・運営事業〈新規〉	中島処理場において、生ごみ、し尿・浄化槽汚泥や下水汚泥をメタン発酵処理し、再生可能エネルギーであるバイオガスを発生させ発電を行う。メタン発酵後の残渣は、炭化し、燃料として利用する。
6	サーマルリサイクル*の推進	廃棄物焼却処理の際に発生する熱エネルギーを、発電や蒸気の供給等に利用する。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
再生可能エネルギー施設の設置量 （累計）	—※	94,576 kW （H26 年度末）	210,000 kW

※新たに取り組み目標を設定したため、基準値なし



住宅用太陽光発電システム



ホームエネルギーマネジメントシステム
(HEMS)



バイオマス資源利活用施設（完成予想図）

基本施策 I - 2 エコモビリティライフ*の推進

(1) 現 況

- 自動車交通の増加により生活環境の悪化などが問題となっており、自家用車から公共交通や自転車等への転換が求められています。
- 平成 26 年 3 月に「豊橋市自転車活用推進計画」を策定し、自転車の利用環境の整備や安全利用の促進など、ハード・ソフトの事業を連携させた取り組みを進めています。
- 自転車、歩行者に対する安全な交通環境の確保が求められています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、『公共交通や自転車の利用のしやすさ』に対する満足度が低くなっていますが、前回調査時（平成 21 年）と比べ改善しています。
- ビッグデータ*分析結果では、温暖化防止対策として、電車やバスといった公共交通に対する期待や、自転車を活用したまちづくりのニーズが特に強く現れています。

(2) 課 題

- 自家用車に頼らなくても誰もが自由に移動できるまちづくりを進めるため、様々なまちづくり施策と一体的に持続可能な公共交通ネットワークを形成する必要があります。
- 市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、自発的に社会や環境などへの影響を考慮した交通行動へ変化するよう、意識を高める必要があります。
- 自転車が安全かつ快適に移動できる利用環境を整備するとともに、自転車利用者などがルールを遵守するよう、交通安全意識の醸成を図る必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

I - 2 - 1) 公共交通の利用促進

移動における環境負荷を減らすため、公共交通の活性化や地域の特性に応じた移動手段の確保、通勤方法を公共交通や自転車などに転換するエコ通勤の推進などにより、自家用車から公共交通への転換を図ります。

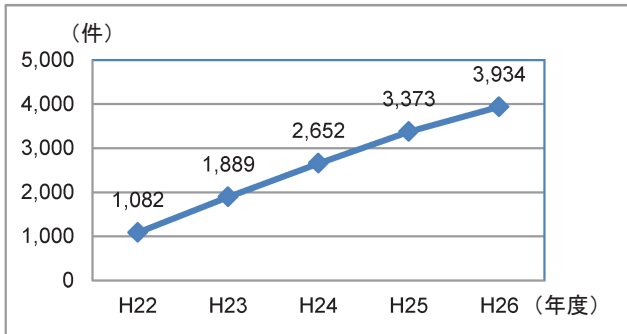
具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	公共交通の利用促進〈拡充〉	過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を促すため、公共交通ネットワークの形成や交通結節機能の強化などにより利便性の向上を図るとともに、市民の意識啓発に努める。
2	エコ通勤の推進	エコ通勤制度により、市職員の通勤における自家用車利用の抑制を推進するとともに、事業者にも取り組んでもらうよう啓発を行う。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
1 日当たりの公共交通利用者数	77 千人 (H21 年度末)	79 千人／日 (H26 年度末)	79 千人／日

■ 電動アシスト自転車購入補助件数（累計）



資料：「とよはしの環境」



路面電車

I-2-2 自転車を利用しやすい環境づくりの推進

自転車の利用を促進するため、自転車の利用環境の整備や安全講習の実施、電動アシスト自転車の普及促進などにより、自転車を利用しやすい環境づくりを進めます。

具体的な取り組み

事業名	取り組みの内容
1 自転車活用の推進〈拡充〉	市民の自転車に関する意識啓発に努めるとともに、自転車の利用環境の整備や安全利用の促進により、自転車の活用を推進する。
2 電動アシスト自転車の普及促進	暮らしの中での過度な自動車利用を抑制するため、電動アシスト自転車の普及を促進する。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
電動アシスト自転車普及台数 (累計)	845 台 (H22 年 12 月末)	3,934 台 (H26 年度末)	7,500 台

環境目標Ⅱ 多様な生物が生息し、人と共生する自然環境

基本施策Ⅱ－① 生物多様性の保全

(1) 現 況

- 本市には、石巻山を含む弓張山地、三河山間部を源流とする豊川、遠浅で干潟の広がる三河湾、太平洋に接する表浜海岸など、タイプの異なる様々な自然があり、その場所の環境特性に応じた生態系が形成されています。なかでも、湿地性植物の宝庫である葦毛湿原やアカウミガメの産卵地として有名な表浜海岸、シギ・チドリ類などの渡り鳥の渡来地として有名な汐川干潟などは、貴重な自然環境といえます。
- 石巻山の山頂付近は石巻山石灰岩地植物群落として国指定（昭和 27 年）の天然記念物に、葦毛湿原は愛知県指定（平成 4 年）の天然記念物に、幸公園内にあるナガバノイシモチソウ自生地は市指定（平成 5 年）の天然記念物にそれぞれ指定されています。
- 植物は、ナガバノイシモチソウ、ミカワシオガマ、ムサシモなど、動物は、ホウロクシギ（鳥類）、オオタカ（鳥類）、ホトケドジョウ（淡水魚類）、アカウミガメ（は虫類）、ミカワマイマイ（陸貝）などの絶滅危惧種が確認されています。
- アルゼンチンアリやヒガタアシなど、生態系や農作物に影響を及ぼすおそれのある特定外来生物*の生息が確認されています。
- イノシシなどの野生獣類の生息数の急増による生態系の攪乱や農作物被害の増加、居住区域への出没による生活被害が懸念されています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、前回調査時と比べ、豊橋市が『緑に恵まれ、自然に親しめるまち』になれば良いと答えた市民は減少しています。一方で、関心がある環境問題として『野生生物や身近な自然環境の減少』と答えた市民は増加しており、生物多様性に対する関心が高まっています。

(2) 課 題

- 里地里山、湿地湿原、里海など身近な自然環境に生息・生育する動植物に関する調査結果をもとに、生物多様性の保全を図る必要があります。
- 外来生物のなかには在来生物の生態系だけでなく、農作物や生活環境にも影響を及ぼすものもあるため、外来生物対策を推進する必要があります。
- 生態系や農作物、生活環境に影響のあるイノシシなどの野生獣類対策を進める必要があります。
- 在来生物の保護と生息・生育環境の保全に努めるとともに、市民や事業者に対し、理解と協力を促す必要があります。
- 貴重な自然環境を将来に継承していくために、国定公園や自然公園、自然環境保全地域などを核とした野生動植物の生息・生育空間の保全・拡充を図る必要があります。

（３）基本施策の推進に向けた施策

Ⅱ－１－１）自然環境の保全とふれあいの推進

貴重な自然環境を将来へ継承するため、自然環境保全の啓発や自然観察会の開催、小学校への訪問授業の実施、自然歩道の整備などにより、自然環境の保全を図ります。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	自然環境保全啓発事業	市民の自然環境保全意識の高揚を図るため、汐川干潟や表浜海岸などにおける自然観察会やネイチャースポットの情報発信、小学校への訪問授業などを実施する。
2	アカウミガメ実態調査	アカウミガメの保護対策の推進を図るため、上陸・産卵、ふ化状況などについて調査を行うとともに、保護啓発活動を実施する。
3	葦毛湿原大規模植生回復〈拡充〉	遷移の進んだ湿地の回復と生物多様性の確保を目的に、大規模な植生回復作業、小規模実験、経過観察を行う。侵入植物・外来種の除去を行い、観察会を実施する。
4	ナガバノイシモチソウ自生地大規模植生回復〈拡充〉	遷移の進んだ環境の回復のため、大規模な植生回復作業を行い、散水設備により良好な水環境を維持する。自生数と開花数の調査を行い、観察会を開催する。
5	表浜海岸への車両の乗入れ規制	アカウミガメをはじめ砂浜に生息する動植物の保護及び市民が海岸を利用する上での安全性を確保するため、砂浜への車両の乗入れを規制する。
6	自然歩道整備事業	豊橋自然歩道の本線及びその両側に沿った各支線の維持管理を実施し、周辺の豊かな自然環境とのふれあいを促進する。
7	自然史資料の収集	動植物や岩石・鉱物、化石等の自然史資料を収集し、市民の生物多様性・自然環境への理解促進や、今後の研究に資するために保管する。収集資料はデータベース化し、利用を促進する。
8	野生獣類への対応〈新規〉	イノシシなどの出没が懸念される地域への被害防止対策の啓発活動を実施する。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
自然環境の保全啓発活動への参加者数	3,487 人／年 (H21 年度末)	2,309 人／年 (H26 年度末)	3,500 人／年



アカウミガメ



ナガバノイシモチソウ

Ⅱ－１－２）特定外来生物対策の推進

外来生物による在来生物や農作物等への影響を抑制するため、特定外来生物に関連した啓発や実態調査、防除などにより、特定外来生物への対策を推進します。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	特定外来生物に関する啓発	特定外来生物の被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）について、市民への啓発を行う。
2	特定外来生物の防除	特定外来生物について、特に市民の生活への影響が懸念される種についての実態調査を行うとともに、状況に応じた防除などの対応を進める。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
外来生物を駆除した池数（累計）	6 池 （H21 年度末）	25 池 （H26 年度末）	50 池



アカミミガメ



アルゼンチンアリ駆除作業

●本市で確認された特定外来生物の例

・アルゼンチンアリ

南米原産。国内で初めて生息が確認されたのは広島県廿日市市で、その後、人間や物資の移動に伴い分布を拡大していきました。攻撃性が強く繁殖力も旺盛なことから、侵入地域における在来種や農作物へ深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。本市では平成 23 年に明海町の一部の区域で生息が確認されました。



・セアカゴケグモ

オーストラリア原産。成熟した雌の体長は約 0.7 ～ 1cm 程度、腹部は丸く全体が黒色で、背面に赤色の縦条があります。毒を有するのは雌のみで雄にはありません。貨物やコンテナ、建築資材、自動車等に営巣したものが物流などの人為によって運ばれた結果、全国的に分布を拡大しており、本市では平成 26 年に生息が確認されました。



・ヌートリア

南北米原産。戦時中に軍服の毛皮や食用として輸入され、現在では全国各地で野生化しています。大食漢であり在来の水生植物や二枚貝を多く捕食するため、生態系への影響が懸念されます。また、水稻やニンジンなどの農作物が被害を受けることがあります。市内では一部の河川や水路などの水辺周辺で目撃されています。



・ヒガタアシ

南米原産。汽水域で生息するイネ科の多年生草本で、高さは最大 2m 程度になります。ちぎれやすい地下茎が流れることで分布を拡大します。繁殖力が非常に強く、干潟を草原化するなど生態系に著しい影響を与えるおそれがあります。国内では定着例はありませんでしたが、平成 23 年に本市内において初めて生息が確認されました。

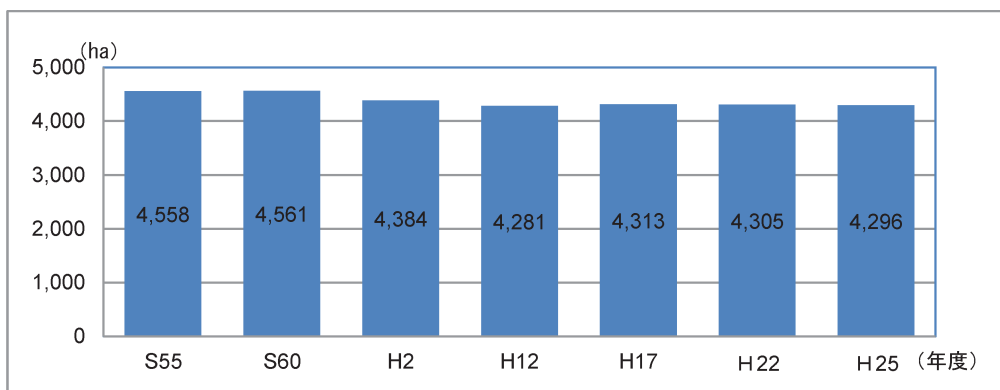


基本施策Ⅱ－２ 森林の保全と利用の促進

（１）現 況

- 森林には、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、保水機能の維持や土砂災害の防止、生物多様性の保全など多様な公益的機能があります。
- 本市の森林は、わずかではありますが減少傾向にあります。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、『森林や里山などの緑の豊かさ』に対する満足度が比較的高くなっています。

■ 森林面積の推移



資料：「愛知県林業統計書」

（２）課 題

- 森林保有者の高齢化や担い手不足により森林の整備ができる人材が不足しており、また、森林所有者が遠隔地在住で手入れができないことなどが要因となり、整備が必要な森林は増加傾向にあります。
- 森林の適切な維持管理を推進し、森林の持つ多様な公益的機能の維持・復元に取り組む必要があります。

（３）基本施策の推進に向けた施策

Ⅱ－２－１）森林の保全と育成

森林の保全と利用を促進するため、除間伐の実施や木質燃料の利用促進、森林教室の開催による保全意識の啓発、森林管理講座の開催などにより、森林の適正管理の推進を図ります。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	森林保育除間伐推進事業	除間伐を適期に実施し、優良な木材資源の蓄積を図るとともに、立木及び土壌を健全に保ち、森林の公益的機能を充実させる。
2	森林保全意識等の啓発	市民向けの森林教室の開催による保全意識の啓発や、山林所有者対象の森林管理講座の開催による適正管理の推進を図る。
3	林道維持管理事業〈新規〉	林道網の整備、維持管理を行うことで、適正な森林保全を促進するとともに、ハイキングや森林浴など森林を有効活用するアクセス路としての活用を図る。
4	水源林地域対策事業	水源地域の森林整備や機能を回復するための事業を支援する。
5	木質燃料利用促進事業〈新規〉	木質ペレットストーブの設置者に対して、設置費等の一部を助成する。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
森林保育作業の参加者数	56 人／年 (H21 年度末)	101 人／年 (H26 年度末)	120 人／年



森林所有者のための森林講座

基本施策Ⅱ－3 河川・海岸・ため池の保全

(1) 現 況

- 本市を流れる主な河川として、豊川、梅田川、柳生川などが挙げられます。海岸はアカウミガメの産卵地として知られる表浜海岸があります。また、ため池も数多く残されています。
- 河川・海岸・ため池などの水辺は、人々の憩いの場となるとともに、生物の良好な生息・生育環境となっています。
- 憩いの川など、利水・治水機能を保持しつつ、環境に配慮した水辺環境の保全を行っています。
- 干潟の重要性を学びながら水辺環境を創出するため、地域と一体となって干潟の再生実験を行いました。また、実験結果を踏まえ、環境と調和した三河湾の再生・創造のための取り組みを行っています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、『川や海などの水のきれいさ』に対する満足度は前回調査時よりも上昇していますが、依然として低い水準となっています。

(2) 課 題

- 自然生態系を育む水辺を保全するためには、河川や海岸だけでなく、湿地、ため池、水田及び用水路などの多様な水辺環境の保全と連続性を確保する必要があります。
- 河川などを改修する際には、生物の生息環境に配慮するとともに、市民が気軽に自然とふれあえる水辺環境の保全に努める必要があります。
- 干潟の重要性を広く認識し、三河湾の保全と再生の意識を将来へ継承する必要があります。



豊川と吉田城

（３）基本施策の推進に向けた施策

Ⅱ－３－１）親しまれる水辺づくり

水辺環境の保全を図るため、市民や団体による美化活動を推進するとともに、護岸の改良、親水施設の管理など、生物の生息環境に配慮しながら、河川・海岸・ため池の適切な維持管理を行います。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	親しまれる水辺環境の保全	市民や団体による環境美化を推進するとともに、河川の親水環境の適切な維持管理を行う。
2	表浜海岸への車両の乗入れ規制（再掲）	アカウミガメをはじめ砂浜に生息する動植物の保護及び市民が海岸を利用する上での安全性を確保するため、砂浜への車両の乗入れを規制する。
3	干潟保全実践プロジェクト〈拡充〉	干潟の重要性を広く認識し、三河湾の保全と再生の意識を将来へ継承するため、環境学習の場、親水の場を提供し、環境と調和した三河湾を再生・創造する。
4	ため池維持管理事業	護岸補修や堆積物の浚渫（しゅんせつ）など、ため池の機能保持を行う。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
干潟保全実践プロジェクト関連イベント参加者数	—	450 人／年 （H26 年度末）	470 人／年



中学生による観鳥会



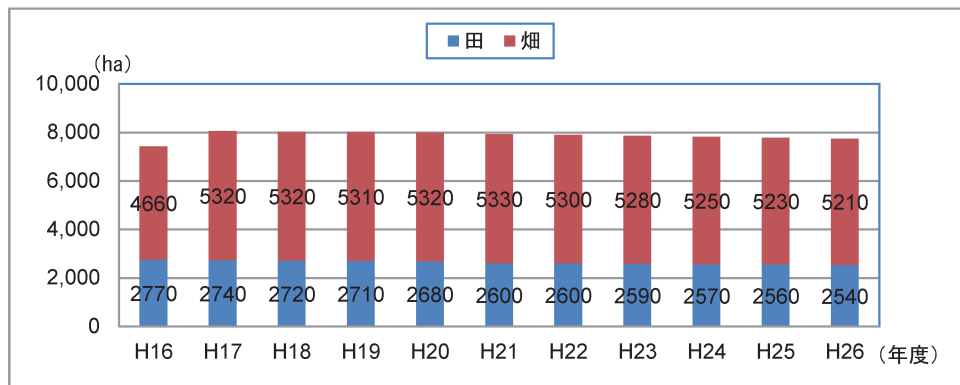
干潟保全実践活動

基本施策Ⅱ－４ 農地の保全

（１）現 況

- 農地には、自然生態系の物質循環、雨水の浸透・保水などの水循環、都市気象への負荷の軽減、都市における貴重な動植物の生息空間など多様な公益的機能があります。
- 平成 26 年の本市の耕地面積は、約 7,750ha で畑の占める割合が約 67%となっています。耕地面積は横ばいからやや減少傾向にあります。
- 環境問題への関心が高まるなか、農業の営みと環境との調和など農業の多面的機能の発揮が、更に重視されています。
- 環境保全型農業*の実践農家の割合は、増加傾向にあります。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足が顕著となっており、それに起因する農地の減少や耕作放棄地の拡大が懸念されています。

■ 耕地面積の推移



資料：「愛知県統計年鑑」

（２）課 題

- 農地の多様な公益的機能を理解し、保全する必要があります。
- 環境に配慮した環境保全型農業を推進する必要があります。
- 農地、農業に対する市民の理解を深め、農産物などの信頼性を確保するとともに、地産地消*などを推進する必要があります。
- 耕作放棄地の解消と発生抑制を図るとともに、優良農地の確保と保全を推進する必要があります。

（３）基本施策の推進に向けた施策

Ⅱ－４－１）農地の保全

農地の多様な公益的機能を守るため、環境と調和した持続的な生産を行う環境保全型農業や、地元農産物を積極的に利用する地産地消などにより、農地の保全を進めます。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	環境保全型農業の推進	耕畜連携による堆肥利用、農薬の適正利用、環境に優しい農業用資材の普及などを進めるとともに、このような農業者の取り組みが市民などに理解・評価されるよう、エコファーマー*の活動を推進する。
2	農業分野へのクリーン技術の導入	農業者や農業関連企業等との連携を図り、農業分野においてLED 照明や太陽光の利用などの二酸化炭素排出量削減につながるクリーン技術の導入を推進する。
3	市民農園の利用促進	市民が農業に親しみ、収穫の喜びや自然にふれあう場として市民農園の利用を促進する。
4	地産地消の推進	ファーマーズマーケット*の機能を強化するとともに、事業者等による豊橋産農産物の販売や学校給食等への導入を進める。また、消費者に対して農業への理解と信頼の確保を図る。
5	ほ場整備事業〈新規〉	農業生産基盤の整備を行うことにより、農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、地域農業の活性化を図る。
6	耕作放棄地（遊休農地）対策	耕作放棄地の復元、再利用による解消や現況調査、農地パトロールによる発生防止を進め、限りある農地の確保と有効活用を推進する。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
環境保全型農業を実践している農家の割合	18.2 % (H21 年度末)	30.4 % (H26 年度末)	36 %



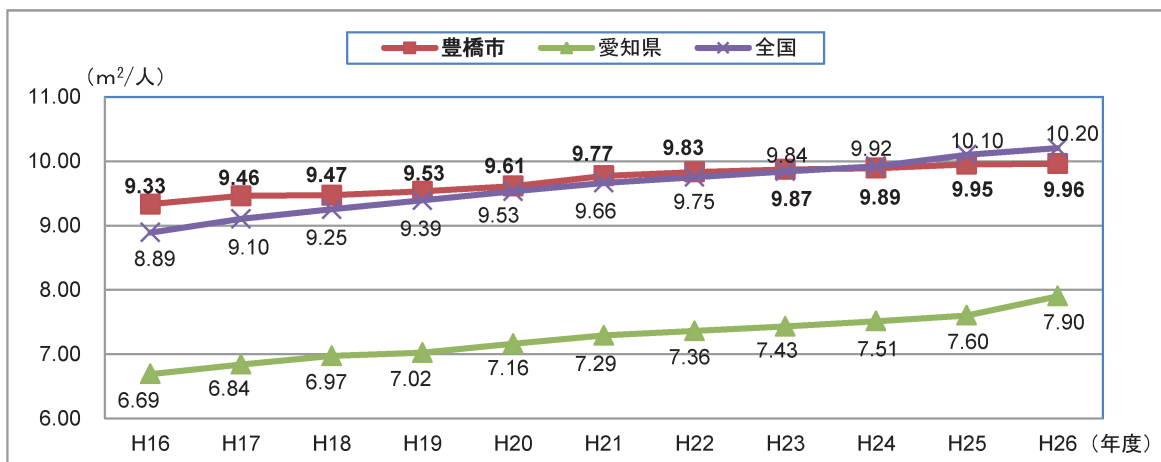
市民農園利用者への講習会

基本施策Ⅱ－5 水と緑のネットワークの充実

(1) 現 況

- 本市には、約 380 ha の都市公園や緑地があり、市街地における水と緑の拠点となっています。
- 平成 26 年度の市民 1 人当たりの都市公園面積は、9.96 m²であり、全国平均の 10.2 m²を下回っていますが、県平均の 7.9 m²を上回っています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、『市街地における緑の豊かさ、まち並みの美しさ』に対する満足度が前回調査時より上昇しており、約 6 割の市民が「満足」又は「やや満足」と回答しています。

■ 市民1人当たりの都市公園面積の推移



資料：「平成 26 年度末都市公園等整備及び緑地保全・緑化の取組の現況」

(2) 課 題

- 市街地の緑は、市民の憩いの場として生活に安らぎを与えるとともに、多様な生き物の生息や移動を可能とするなど様々な恩恵をもたらすため、市街地の緑地を保全するとともに、更なる緑化を推進する必要があります。
- 緑化について、市民や事業者に対する啓発を行い、意識の高揚を図ることで、自発的な緑化活動を促進する必要があります。
- 市民の憩いの場として、親水性や景観、生態系に配慮した公園整備が必要です。
- 老朽化した施設や樹木の更新など安全対策にも力を入れ、質の充実を重視した維持管理を推進する必要があります。

（３）基本施策の推進に向けた施策

Ⅱ－５－１）公園・緑地の充実

市街地の緑化を保全し、生活に安らぎを与えるため、都市公園や街路樹の整備、民有地の屋上・壁面などの緑化を推進し、河川や幹線道路などの空間を活かした水と緑のネットワークの充実を図ります。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	都市公園整備事業	公園整備に求められる景観・防災・レクリエーション・環境保全の機能を合わせ持ち、緑あふれる快適な暮らしが創出できる都市空間を整備する。
2	街路樹等緑化推進事業	街路樹の整備などを行い、都市緑化を推進する。
3	民有地緑化推進事業	都市緑化基金による苗木配布に加え、「あいち森と緑づくり事業*」を活用し、屋上、壁面、駐車場や生垣などの民有地の緑化について助成を行う。
4	保全配慮地区等の指定	市街地内の社寺境内地や斜面に残された樹林地、文化財と一体となった樹林地等について、その保全を視点とした候補地指定を検討する。
5	巨木・名木の保全	100 選に指定した巨木・名木の樹勢を回復させるため、土壌改良を行う。
6	園庭・校庭の芝生化の推進	保育園・幼稚園や小学校等の園庭・校庭を芝生化することにより、安全性と快適性の向上を図る。
7	環境にやさしい街路樹・公園樹管理	街路樹や公園樹のパトロールを行い、できるだけ農薬を使わずに捕殺などにより管理を行う。
8	環境に配慮した公園の充実	環境に配慮した公園の整備や管理の推進を図る。
9	環境負荷低減に取り組む企業の支援（再掲）	指定地区において太陽光発電施設や雨水活用施設、緑地といった環境施設を設置する事業者に対して経費の一部を助成するとともに、関連する情報の提供を行う。
10	親しまれる水辺環境の保全（再掲）	市民や団体等による環境美化を推進するとともに、河川の親水環境の適切な維持管理を行う。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
市民 1 人当たりの都市公園面積	9.77 m ² (H21 年度末)	9.96 m ² (H26 年度末)	10 m ²

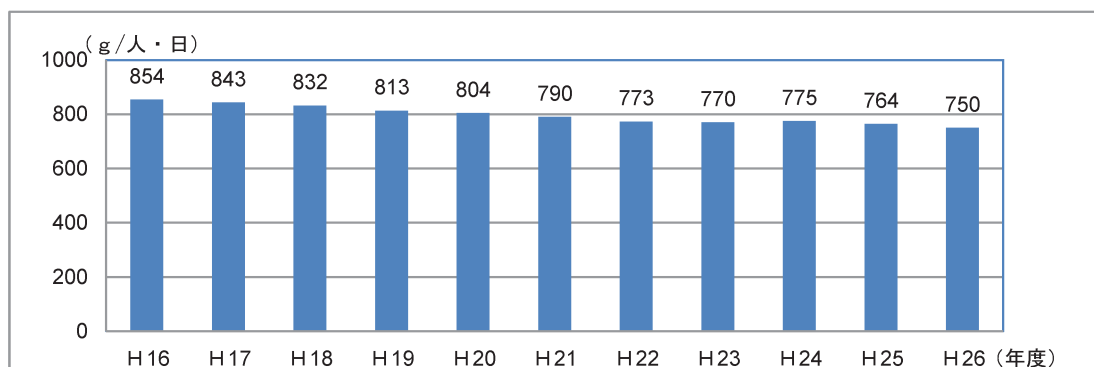
環境目標Ⅲ 資源を大切にし、循環を基調とする社会環境

基本施策Ⅲ－１ ごみ減量の推進

(1) 現 況

- 市民1人が1日に出すごみの量は、減少傾向にありますが、全国や愛知県、類似都市の平均と比べ多い状況にあります。
- 市民や学識経験者、各種団体の代表者などからなる「豊橋市ごみ減量推進検討委員会」からの提言を踏まえ、レジ袋の有料化や資源ごみの持ち去り禁止などの各種施策に取り組んでいます。
- 埋立てにより最終処分されるごみの量は、平成24年度までは減少傾向にありましたが、その後増加に転じています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、約8割の市民がごみとの関わりについて『いつも、ごみを少なくする工夫とリサイクルを実行している』又は『多少意識して、ごみを少なくする配慮やリサイクルを心掛けている』と回答しています。

■ 市民1人が1日あたりに出す家庭系ごみの量の推移



資料：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

※H26の値は、本市計算による速報値

(2) 課 題

- 更なるごみ減量・リサイクルの推進を実現するため、市民・事業者と、ごみについての問題意識を共有していくとともに、新たなごみ減量・リサイクル施策を導入していく必要があります。
- バイオマス資源の有効活用や豊橋田原地域におけるごみ処理広域化などを進めるにあたり、ごみの分別や処理のあり方が変わるため、市民や事業者に対して丁寧に説明することが必要です。
- 事業系ごみの更なる適正処理を促進するため、廃棄物の排出・処理状況を把握し、排出者・事業者への指導・監督の強化を行うとともに、廃棄物の減量、再生利用の啓発をする必要があります。
- ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進するとともに、更なる廃棄物の発生抑制を推進するため、経済的手法*の導入などについて検討を行う必要があります。
- 最終処分場の新規確保は困難であるため、埋め立てする廃棄物の量を減らすことにより、更なる延命化を図る必要があります。

（３）基本施策の推進に向けた施策

Ⅲ－１－１）ごみ減量の推進

ごみの発生抑制を図るため、経済的手法の導入について検討を行うほか、ごみ減量の啓発や生ごみの水切り、レジ袋の有料化などにより、ごみの減量を推進します。また、事業系ごみが適正に処理されるように指導を行うほか、排出抑制等に関する啓発を強化します。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	ごみの減量とリサイクルの啓発〈拡充〉	生ごみの水切りの促進、レジ袋の有料化によるごみ減量や、リサイクル可能なごみの分別指導の徹底を行う。
2	清掃指導員の委嘱	清掃指導員を委嘱し、ごみステーションにおける分別の指導を行うなど、清潔で快適な生活環境づくりと、ごみの減量を進める。
3	生ごみ減量容器普及事業	生ごみの自家処理を推進し、ごみ排出量の削減及び減量意識の高揚を図るため、生ごみ減量容器を購入する家庭に対して、購入費の一部を助成するほか、講習会を通じた普及啓発に努める。
4	事業系一般廃棄物減量化事業	一定規模以上の事業所に対して「事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書（減量計画書）」の提出を義務づけ、指導、助言を通して、ごみ減量を促進する。
5	環境にやさしい店登録制度	ごみ減量、リサイクルに積極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量リサイクル推進店」として認定する。
6	廃棄物の適正処理の推進〈拡充〉	廃棄物処理業者及び排出事業者に対して行う排出抑制・再生利用・適正処理に関する啓発・指導・監視を強化する。
7	廃棄物の埋立て	廃棄物の埋立てについて、豊橋市廃棄物総合計画に定める目標値以下に削減する。
8	ごみ処理広域化の推進〈新規〉	豊橋田原ごみ処理広域化計画に基づき、広域ごみ処理施設の整備を推進する。
9	広域廃棄物最終処分場の確保	近隣市町村・民間事業者との協働による広域廃棄物最終処分場について、情報収集に努める。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

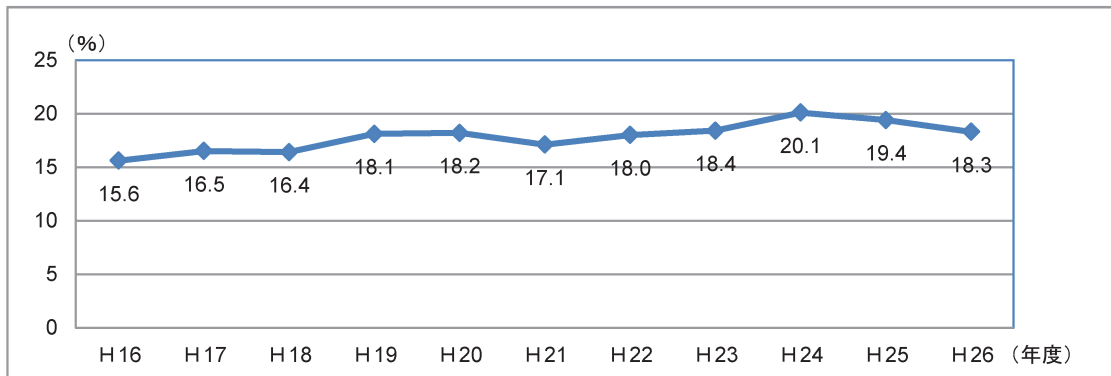
項目	基準値	実績	目標
市民 1 人が 1 日に出す家庭系ごみの量 （事業所から出るごみを含まない。）	790 g/人・日 （H21 年度末）	750 g/人・日 （H26 年度速報値）	709 g/人・日

基本施策Ⅲ－２ リユース・リサイクルの推進

（１）現 況

- リサイクル率は平成 24 年度に 20.1%まで上昇しましたが、その後低下傾向にあります。
また、国平均や愛知県平均と比較して低い状況にあります。
- ごみの分別の細分化、焼却施設 1・2 号炉の有効活用、資源回収の機会拡大、プラスチックリサイクルセンターやリサイクルステーション、剪定枝リサイクル施設の稼動などにより、資源の有効活用に努めています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、環境問題のうち最も関心のあるものとして『ごみの減量とリサイクル』と回答した市民は前回調査時より減少しています。また、日常生活で特に気を付けていることとして『紙や空き缶などのリサイクルに心がける』と回答した市民も減少しています。

リサイクル率の推移



資料：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」
※H26の値は、本市計算による速報値

（２）課 題

- ごみの収集から最終処分までのあらゆる過程において、更なる資源のリユース・リサイクルを推進する必要があります。
- 市民や事業者に対して、ごみ減量やリユース・リサイクルなどの意識が高まるよう、啓発を進めるとともに、取り組みやすいシステムの導入を検討する必要があります。



再生家具販売



リサイクル自転車抽選会（530のまち環境フェスタ）

（３）基本施策の推進に向けた施策

Ⅲ－２－１）リユース（再使用）の推進

リユース（再使用）の推進によりごみ減量を進めるため、大きなごみで出された家具などを補修し、展示販売することにより、再使用に対する市民意識の向上を図ります。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	リサイクル工房推進事業	戸別収集又は直接搬入された大きなごみを補修し、展示販売することにより、再使用に対する市民意識の向上を図る。
2	環境イベントの開催	ごみ減量や省資源・省エネルギー、リユース・リサイクルなど、環境の保全に関する各種イベントの開催を通して市民に様々な情報を提供するとともに、民間団体や市民グループの活動を促進し、市民意識の高揚を図る。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
再生家具等展示・販売会における入札申込者数	—	584 人／年 (H26 年度末)	700 人／年



530のまち環境フェスタ



わくわくecoランド in ホコ天

Ⅲ－２－２）リサイクル（再生利用）の推進

資源の有効利用を図るため、リサイクルステーションの運営や、地域資源回収団体への奨励金交付などにより、資源ごみを適切に回収します。また、公園や街路樹から出る剪定枝や、ごみ焼却施設から発生する溶融スラグ*などを有効利用することにより、リサイクルを推進します。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	指定ごみ袋制度の導入〈新規〉	家庭ごみの一部を対象に指定ごみ袋制度を導入し、ごみ分別やごみ出しマナーの徹底などを図る。
2	ごみの減量とリサイクルの啓発〈拡充〉（再掲）	生ごみの水切りの促進、レジ袋の有料化によるごみ減量や、リサイクル可能なごみの分別指導の徹底を行う。
3	地域資源回収団体奨励事業〈拡充〉	ごみの減量及び資源化を図るため、各種団体が自主的に実施している地域資源回収活動に対して奨励金を交付する。また、効果的な回収方法を実施団体に提案するなど、地域資源回収の更なる活性化を図る。
4	資源回収拠点の充実〈拡充〉	民間事業者への協力を促すなど、古紙や布類回収等の拠点を一層充実し、資源ごみのリサイクルを推進する。
5	資源ごみ高度分別推進事業〈拡充〉	小型家電、ガラスびん・缶、新聞・雑誌、ペットボトル、プラスチック製容器包装などの資源ごみを適切に回収し、再資源化を行う。
6	事業系一般廃棄物減量化事業（再掲）	一定規模以上の事業所に対して「一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書（減量計画書）」の提出を義務づけ、指導、助言を通して、ごみ減量を促進する。
7	環境にやさしい店登録制度（再掲）	ごみ減量、リサイクルに積極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量リサイクル推進店」として認定する。
8	緑のリサイクル事業	市内の公園や街路樹などから出る剪定枝をチップ化し、マルチング材*などとして、有効利用を図る。
9	剪定枝の有効利用〈新規〉	製品化したチップ及び膨潤品の利用促進を図るため、各種イベント等で製品の啓発及び配布を行う。
10	バイオマス資源利活用施設整備・運営事業〈新規〉（再掲）	中島処理場において、生ごみ、し尿・浄化槽汚泥や下水汚泥をメタン発酵処理し、再生可能エネルギーであるバイオガスを発生させ発電を行う。メタン発酵後の残渣は、炭化し、燃料として利用する。
11	家畜排せつ物の堆肥利用の推進	家畜排せつ物を活用し、畜産農家による良質な堆肥づくりを進め、耕種農家の堆肥の利用拡大を図る。
12	食用油リサイクルの推進（再掲）	家庭で不用になった食用油の回収と再資源化を促進する。

事業名		取り組みの内容
13	溶融スラグの有効利用〈拡充〉	焼却施設から発生する溶融スラグを骨材などの土木資材として有効利用するとともに、事業者等への積極的な利用を促進する。
14	廃材等のリサイクルの推進	公共施設や道路の建設時に、スラグ材やあいくる材*等のリサイクル品を活用する。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
リサイクル率	17.1 % (H21 年度末)	18.3 % (H26 年度速報値)	28 %



リサイクルステーションあずまだ



イベントでの剪定枝チップの無料配布

基本施策Ⅲ－3 環境美化活動の促進

(1) 現 況

- 本市発祥の環境美化活動である530運動は、環境美化活動の代名詞として全国に広がっています。本市においても、自治会、PTA、事業所などの単位で毎年多くの市民が参加しています。
- 530運動を推進する組織として、市民・事業者・市（行政）からなる530運動環境協議会が設立され、530運動の普及啓発をはじめ、環境に対する教育活動を実施しています。
- 地域の清掃活動を率先する清掃指導員が自治会単位で置かれ、ごみステーションにおける分別指導や不法投棄の監視・通報などを行っています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、約5割の市民が望むまちの姿として『ごみの散乱がなく、清潔なまち』と回答しているほか、約4割の市民が市の取り組みに望むこととして『ごみのポイ捨てや不法投棄対策を強化する』と回答しています。
- ビッグデータ分析結果から、530運動は当たり前のこととして市民の意識に浸透していることが推察できます。



530モニュメント（豊橋駅前）



駅前クリーンアップ大作戦

(2) 課 題

- ごみのポイ捨てやペットのふん害などについては、マナー改善に向けた意識啓発や地域ぐるみで環境美化に取り組むなど、防止に努める必要があります。
- ごみの不法投棄に対しては、パトロールの強化などにより対策を進める必要があります。

(3) 基本施策の推進に向けた施策

Ⅲ－3－1) 530運動の推進

市民・事業者が自ら率先して環境美化に取り組める環境づくりを行うため、市民・事業者の自発的な環境美化活動である530運動を更に推進します。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	530運動の推進と発展	市民と事業者、行政が一体となり、530運動の普及を図り、ごみの発生抑制の啓発、環境美化のための実践活動、環境教育等を推進する。
2	ポイ捨て防止の推進	清潔で美しいまちを保持するため、ポイ捨て防止の推進を図る。
3	清掃指導員の委嘱（再掲）	清掃指導員を委嘱し、ごみステーションにおける分別の指導を行うなど、清潔で快適な生活環境づくりと、ごみの減量を進める。
4	不法投棄対策の強化（パトロールの実施等）〈拡充〉	河川敷、空地などへの廃棄物の不法投棄を防止又は早期発見するため、パトロールを実施する。また、監視カメラの増設などにより監視体制の強化を図る。
5	河川愛護団体の育成	清掃や除草などの河川愛護活動を実施する団体に奨励金を交付する。
6	漁業環境整備事業	漁場の保全のため、地域住民、漁業者と連携して清掃活動を実施する。
7	ペットの飼い主のマナー向上の啓発	ペットの飼い主にふんの放置をしないよう、マナーの向上に向け啓発を行う。

◆取り組みの目標（平成32年度末）

項目	基準値	実績	目標
530運動等の参加者数	180,000 人／年 （H21 年度末）	175,400 人／年 （H26 年度末）	185,000 人／年



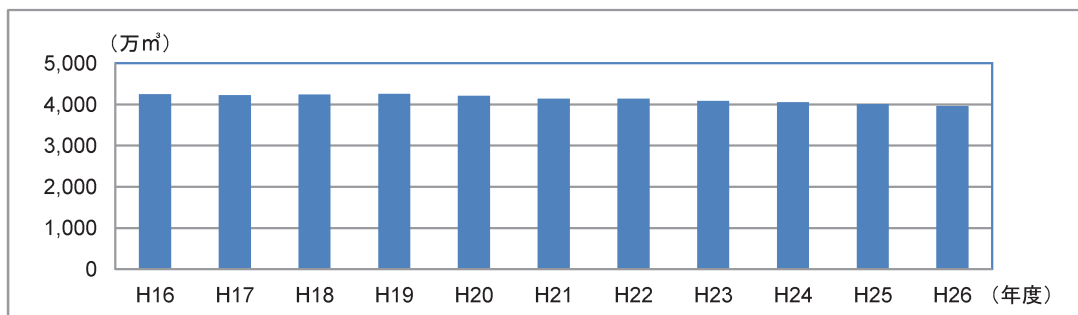
530運動実践活動

基本施策Ⅲ－４ 水資源の節約と有効利用

（１）現 況

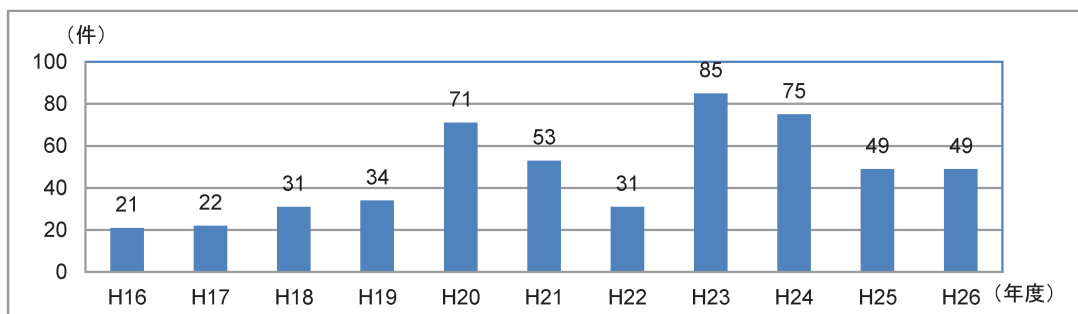
- 本市の給水普及率は、平成 26 年度末で 99.6%となっており、給水区域内のほぼすべての家庭や事業所で水道水を利用することができます。水道使用量は、減少傾向となっています。
- 雨水貯留槽の設置に対する補助件数は、東日本大震災の発生後に大幅に増加しており、市民の節水意識も向上していると考えられます。
- 水源林地域における下刈り、除間伐などを毎年継続して行っています。
- 市民を対象とした環境に関するアンケート調査では、約 4 割の市民が日常生活で気を付けていることとして『風呂の残り湯を洗濯や洗車に使う』と回答しています。

■ 水道使用量（年間有効水量）の推移



資料：「豊橋市統計資料」

■ 雨水貯留槽設置補助件数の推移



資料：「とよはしの環境」

（２）課 題

- 限りある水資源の保全と確保のために、節水への取り組み、雨水や再生水などの有効利用、地下浸透など地下水のかん養を行うとともに、水源林の保全を図り、健全な水循環を構築する必要があります。

（３）基本施策の推進に向けた施策

Ⅲ－４－１）水資源の節約と有効利用

雨水や再生水の有効利用を図るとともに、水源林の保全や市民・事業者への節水意識の啓発を行い、水資源の保全・節約を図ります。

具体的な取り組み

事業名		取り組みの内容
1	雨水貯留槽設置整備事業	水資源の有効利用を図るため、雨水貯留槽を設置する市民に対して必要な費用の一部を助成する。
2	浄化槽雨水貯留施設転用事業	浸水対策の向上及び雨水の有効利用を図るため、下水道へ接続することにより不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するものに対して必要な費用の一部を助成する。
3	公営住宅や公共建築物敷地内での透水性舗装の整備	公営住宅や公共建築物敷地内において、透水性のある舗装などを行う。
4	雨水浸透型側溝等の設置	雨水浸透型の側溝等を設置することにより、雨水を地下に還流し自然のサイクルに取り組む。
5	学校における雨水利用	学校の新増設などに合わせ雨水利用設備を設置し、水洗便所の洗浄水、グラウンドへの散水に利用する。
6	環境負荷低減に取り組む企業の支援（再掲）	指定地区において太陽光発電施設や雨水活用施設、緑地といった環境施設を設置する事業者に対して経費の一部を助成するとともに、関連する情報の提供を行う。
7	総合動植物公園における中水利用	園内の処理水（中水）を、水洗便所や獣舎の洗浄水及び植物のかん水として再利用する。
8	下水処理水の有効利用	下水処理水を湯水時の街路樹のかん水等として再利用する。
9	ごみ焼却施設におけるプラント排水の有効利用	プラント排水を施設冷却水などとして循環再利用する。
10	給食共同調理場のドライシステム化	学校給食共同調理場の建替えに合わせ、ウェットシステム方式から、衛生管理に優れ節水効果のあるドライシステム方式に切り替えていく。
11	水源林地域対策事業（再掲）	水源地域の森林整備や機能を回復するための事業を支援する。
12	節水の啓発	市民・事業者に対し節水を行うように啓発し、節水意識の高揚を図る。

◆取り組みの目標（平成 32 年度末）

項目	基準値	実績	目標
雨水貯留槽設置補助件数（累計）	376 件 （H21 年度末）	665 件 （H26 年度末）	960 件